

史跡仙台城跡植生修景計画  
(中間案)

令和 4 年 8 月

仙台市教育委員会



# 目次

<b>第1章 植生修景計画の概要</b> .....	- 1 -
第1節 計画策定の目的 .....	- 1 -
第2節 計画策定の経緯 .....	- 1 -
第3節 植生修景の位置づけ .....	- 1 -
第4節 計画の範囲・期間 .....	- 2 -
第5節 計画の構成 .....	- 3 -
第6節 委員会の設置 .....	- 4 -
第1項 委員会設置の趣旨 .....	- 4 -
第2項 委員会の構成 .....	- 4 -
第3項 委員会の開催状況 .....	- 4 -
第7節 関連法令・条例 .....	- 6 -
第1項 関連法令・条例 .....	- 6 -
第2項 関連計画 .....	- 11 -
<b>第2章 仙台城跡の概要</b> .....	- 14 -
第1節 歴史・沿革 .....	- 14 -
第2節 史跡、天然記念物等の指定 .....	- 14 -
第3節 仙台城跡の本質的価値 .....	- 17 -
<b>第3章 仙台城跡における植生の現状と課題</b> .....	- 19 -
第1節 仙台城跡および周辺の自然環境 .....	- 19 -
第1項 既往調査報告等 .....	- 19 -
第2項 植生の現状 .....	- 19 -
第3項 重要な自然環境 .....	- 22 -
第4項 過去の植生 .....	- 33 -
第5項 直近の毎木調査の結果 .....	- 34 -
第2節 史跡をとりまく植生の現状と課題 .....	- 36 -
第1項 仙台城跡における植生の位置づけ .....	- 36 -
第2項 植生の現状と植生修景の課題 .....	- 37 -
<b>第4章 植生修景計画</b> .....	- 47 -
第1節 基本理念と基本方針 .....	- 47 -
第1項 基本理念 .....	- 47 -
第2項 基本方針 .....	- 48 -
第2節 植生修景エリアの設定 .....	- 49 -
第3節 植生修景整備計画 .....	- 49 -
第1項 植生修景整備の進め方 .....	- 49 -
第2項 植生修景の優先度 .....	- 49 -
第3項 植生修景の整備内容 .....	- 50 -

第4項 植生修景整備計画の事業スケジュール	- 61 -
<b>第5章 第1次植生修景整備</b>	<b>- 62 -</b>
第1節 第1次植生修景整備の目的	- 62 -
第2節 第1次植生修景整備の範囲	- 62 -
第3節 第1次修景整備範囲における現状と課題	- 65 -
第4節 第1次修景整備の方法	- 66 -
第1項 平場顕在化のための竹林整備【整備区域④-2】	- 66 -
第2項 土塁顕在化のための剪定・除草【整備区域⑩-2】	- 68 -
第3項 土塁顕在化のためのスギ林整備【整備区域⑩-3】	- 70 -
第4項 土塁顕在化のための支障木除去【整備区域⑩-5】	- 72 -
第5項 石垣顕在化のための伐採・剪定【整備区域⑪-3】	- 74 -
巻末資料	- 77 -

# 第1章 植生修景計画の概要

## 第1節 計画策定の目的

本計画は、『史跡仙台城跡保存活用計画』（平成31年(2019)1月策定）および『史跡仙台城跡整備基本計画』（令和3年(2021)3月策定）に基づき、史跡仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するための植生修景整備の方針を明記する『史跡仙台城跡植生修景計画』（以下『植生修景計画』）の策定を目的とします。

本計画では、仙台市の都市個性を象徴する場所として、仙台城跡の植生修景整備を計画的に進め、青葉山の豊かな自然環境と歴史を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

## 第2節 計画策定の経緯

仙台市では、整備基本構想(平成16年)および整備基本計画(平成17年)を踏襲して、平成31年(2019)1月に、史跡の望ましい将来像の実現に向けた基本方針を明示するため、『史跡仙台城跡保存活用計画』を策定しました。令和3年(2021)3月には、平成31年(2019)4月の文化財保護法一部改正をふまえて、『史跡仙台城跡保存活用計画』で示した方針に基づき、仙台城跡の整備及び活用の推進を図るため、新たに『史跡仙台城跡整備基本計画』を策定しました。

『史跡仙台城跡整備基本計画』では、修景に係る基本方針として「城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保」および「安全・安心・快適な城内環境の実現」を掲げています。仙台城跡は日本を代表する近世城郭のひとつであり、城郭の基本構造や石垣が良好に残っており、現在は都市公園として市民だけではなく多くの来訪者がいます。仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素です。植生修景整備は、植生の現状をふまえたうえで、整備基本計画で定める整備ゾーンごとのコンセプトに基づき、適切な方法で進める必要があります。しかし、現在は史跡やその周辺で植物が繁茂し、遺構の保存に影響を及ぼしており、城郭としての景観や眺望が阻害されつつあります。また、植生の管理が行き届かず、枯損する樹木が多くあり、登城時の安全や景観の確保が懸念されつつあるのが現状です。そこで、仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するための植生修景整備の方針を定める『史跡仙台城跡植生修景計画』を策定しました。

## 第3節 植生修景の位置づけ

### (1) 保存活用計画

仙台城跡の植生状況としては、広瀬川対岸からの仙台城跡の景観が樹木に覆われており城郭としての遺構は認識しにくくなっており、城内からの眺望も樹木の繁茂により見える範囲が限られています。これら遺構に影響を与える植生を把握し、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討します。また、史跡の本質的価値の理解に影響を与えていないか、来訪者の動線に影響を与えていないか、史跡全体の景観、城からの眺望など保存と活用の観点から、市民の意見を踏まえて維持管理の方針を検討します。新規の植樹は、史跡整備

に伴うものを除いては原則行いません。さらに史跡としてあるべき景観について方針を検討し、植生環境を維持管理していく必要があります。総じて、仙台城跡が位置する青葉山地区の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、仙台城跡からの眺望や市街地からの眺望に配慮した景観形成を図っていきます。そして、仙台城跡の本質的価値を保存するとともに、植生を保全し後世に継承します。

## (2) 整備基本計画

史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分であり、今後これら植生を適切に管理し、史跡の保存と活用につなげることを目的とし、修景による城郭らしい景観と眺望の確保を目指しています。「『仙台』発祥の地仙台城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～」をコンセプトに、歴史的な背景を踏まえた本丸跡から市街地への眺望と、自然環境と調和した城郭らしさを持つ市街地からの景観の実現を目指します。

## 第4節 計画の範囲・期間

### (1) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地のうち『史跡仙台城跡整備基本計画』で定めた6つの整備ゾーンとします(図1-1)。必要に応じて、指定地周辺を含めた一体的な計画も検討します。

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方、青葉区川内及び荒巻字青葉に位置する近世城郭跡です。

城郭として、本丸跡の一部や東丸(三の丸)跡などの範囲約66haが平成15年(2003)8月27日付で史跡指定されました。その後、平成22年(2010)2月22日、平成24年(2012)9月19日付追加指定により、史跡指定面積は2022年8月現在、約70.3haです。



図 1-1 史跡指定地と植生修景計画対象範囲

### (2) 計画の期間

本計画は、「史跡仙台城跡整備基本計画」の事業期間にあわせ、令和12年度(2030)までのおおむね9年間を対象期間をとします。

なお、修景整備の全体計画は第4章(P.47)の植生修景計画で、令和4年度(2022)に、優先的に実施する修景整備内容は第5章(P.62)の第1次植生修景整備で示します。

## 第5節 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

### 【第1章 植生修景計画の概要】

本計画の目的、経緯、対象範囲と期間、委員会の設置、関係法令・条例、計画策定にあたって基本とした既存計画における植生修景の位置づけをまとめました。

### 【第2章 仙台城跡の概要】

仙台城跡における史跡・天然記念物の指定状況、史跡としての本質的価値について、概要を示しました。

### 【第3章 仙台城跡における植生の現状と課題】

仙台城跡およびその周辺範囲を対象に、植生の現状、動植物や景観資源などの貴重な自然環境要素を整理しました。さらに、本計画の対象範囲について、既往資料調査と現地調査をふまえて、植生の現状を具体的に述べるとともに、史跡保存・眺望景観の確保・安全・維持管理の観点から植生修景の課題を挙げました。

### 【第4章 植生修景計画】

植生の現状と植生修景の課題をふまえて、計画対象範囲内をゾーニングしたうえで、植生修景の整備方針、整備優先度および留意事項をまとめました。

### 【第5章 第1次植生修景整備】

植生修景計画において整備優先度が高いエリアを対象に、整備内容と整備数量、整備時の留意事項を記載しました。

## 第6節 委員会の設置

### 委員会設置の趣旨

本市では、仙台北城跡の発掘調査事業、整備活用事業を円滑に進める上で、事業に関し指導及び助言をいただくため、平成29年（2017）4月から『史跡仙台北城跡調査・整備委員会』を設置しています。本計画の策定にあたっては、『史跡仙台北城跡調査・整備委員会』において検討を行い、本計画に対する指導および助言をいただきました。

### 委員会の構成

『史跡仙台北城跡調査・整備委員会』は、令和4年（2022）年度より、植生や景観を専門とする委員を新たに迎え、委員12名にて検討を行いました。また、オブザーバーとして宮城県に参加いただいています。

表 1-1 委員の構成

役割	名前	所属・役職
委員長	藤澤 敦	東北大学教授
副委員長	北野 博司	東北芸術工科大学教授
委員	籠橋 俊光	東北大学准教授
	佐浦 みどり	有限会社東北工芸製作所常務取締役
	渋谷 セツコ	建築と子供たちのネットワーク仙台副代表
	永井 康雄	山形大学教授
	深澤 百合子	東北大学名誉教授
	山中 稔 ※	香川大学教授
	大山 幹成 ※	東北大学学術資源研究公開センター植物園助教授
	稲葉 雅子 ※	株式会社たびむすび代表取締役
	能勢 和彦 ※	国土交通省東北地方整備局建政部都市調査官
	風間 基樹 ※	東北大学教授

※令和4年度(2022)から

### 委員会の開催状況

本計画に関する審議は、『史跡仙台北城跡保存活用計画』策定より継続であるため、第10回委員会からの開催となっています。



表 1-2 委員会の開催状況

開催回	日時	主な議題
第 1 回	平成 30 年 5 月 31 日	1. 仙台城跡に関する計画について 2. 仙台城跡の調査について 3. 仙台城跡の整備について
第 2 回	平成 31 年 3 月 22 日	1. 前回委員会での意見について 2. 史跡仙台城跡保存活用計画の策定について 3. 仙台城跡の調査成果について 4. 仙台城跡に関わる活用事業について 5. 平成 31 年度の事業予定について
第 3 回	令和元年 11 月 11 日	1. 仙台城跡の発掘調査について 2. 仙台城跡の活用事業について 3. 青葉山公園（仮称）公園センターの整備状況について 4. 整備基本計画の策定について 5. 台風 19 号による仙台城跡の被害報告
第 4 回	（中止）※	1. 仙台城跡の調査について 2. 造酒屋敷跡調査の総括について 3. 仙台城跡の活用事業について 4. 整備基本計画の改定について
第 5 回	令和 3 年 3 月 18 日	1. 令和 2 年度の調査成果について 2. 整備基本計画の策定について 3. 福島県沖地震による被災状況について 4. 令和 3 年度の事業予定について
第 6 回	令和 3 年 8 月 19 日	1. 令和 3 年度の調査について 2. 青葉山公園整備事業について 3. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について 4. 仙台城跡における植生修景について
第 7 回	令和 3 年 11 月 25 日	1. 令和 3 年度の調査成果について 2. 仙台城跡の整備について 3. 仙台城跡の活用について 4. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について
第 8 回	令和 4 年 3 月 14 日	1. 令和 4 年度の調査予定について 2. 令和 4～5 年度における関連事業との連携について 3. 仙台城跡植生修景計画について
第 9 回	令和 4 年 6 月 2 日	1. 仙台城の災害復旧方針について 2. 災害復旧事業の進め方について
第 10 回	令和 4 年 8 月○日	（史跡仙台城跡植生修景計画 中間案）
第 11 回	令和 4 年 ○月○日	（史跡仙台城跡植生修景計画 承認）
		文化庁の指導 1
		文化庁の指導 2

※）新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止し、委員への資料送付のみ行いました。

## 第7節 関連法令・条例

### 関連法令・条例

本計画に関連する法令・条例の概要は以下のとおりです。

#### (1) 都市計画法（昭和43年法律100号）

史跡指定地の全域は第二種中高層住居専用地域に含まれています。また、仙塩広域都市計画の第2種高度地区となっています。また、仙台城跡は風致地区とはなっていませんが、竜ノ口溪谷を挟んだ南側に八木山風致地区があり、経ヶ峯伊達家墓所は霊屋風致地区となっています。（図 1-2 a）を参照）

#### (2) 仙台市特別用途地区建築条例（昭和48年仙台市条例第35号）

史跡指定地の全域は文教地区に含まれています。（図 1-2 c）を参照）

#### (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

史跡指定地の大半は、宅地造成工事規制区域になっています。（図 1-2 c）を参照）

#### (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）

史跡指定地の東部が都市公園「青葉山公園」となっています。（図 1-2 b）を参照）

#### (5) 景観法（平成16年法律第110号）

景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」（平成21年3月）による地区分けがされています。市域全体を対象とした景観計画区域ゾーンとしては、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています。旧城下を景観重点区域としていますが、その中では、史跡指定地の大半は「青葉山・大年寺山ゾーン」、北東部は「広瀬川周辺ゾーン」となっています。（図 1-2 d）を参照）

#### (6) 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています。ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます。（図 1-2 c）を参照）

#### (7) 広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。（図 1-2 e）を参照）

主な基準は以下のとおりです。

ア. 高さ制限

区域	市街化区域
特別環境保全区域	10mを超えない
第一種環境保全区域	20mを超えない

イ. 環境保全のための空地の確保

下表の保全用地を確保する（河川に接した土地では、これを河岸線に沿って確保すること）。

敷地の形状によりやむをえない場合や、自然的環境の保全のために講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合を除く。

< 特別環境保全区域における保全率 >

用途地域等	工作物の敷地面積				
	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	42%	35.9%	29.7%	23.6%	17.5%

< 第一種環境保全区域における保全率 >

用途地域等	工作物の敷地面積				
	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	30%	25.6%	21.2%	16.9%	12.5%

ウ. 建ぺい率

区域	用途地域
	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
特別環境保全区域	10分の3以下
第一種環境保全区域	50%以下

エ. 色彩の制限

工作物の区分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内 であること	明度の値に彩度の値を 加えた値が10以下の範 囲内であること	彩度の値に明度の値を 加えた値が10以下の範 囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内 であること	—	2以下であること

※色体系はマンセル色体系による

オ. 環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
宅地の造成	認められない	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの（造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く）
土地の開墾	認められない	特になし
土石の採取	学術研究のために行うもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの（学術研究のために行うものを除く）
土石の集積	面積が100㎡、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの
そのほか土地の区画形質の変更	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	自然崖に人工を加えないもの
木竹の伐採※	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）	高さが5m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）

※) 木竹の伐採の例外規定

- ・土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。
- ・林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

**(8) 森林法（昭和26年法律第249号）**

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。（図 1-2 f）を参照）

**(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第088号）**

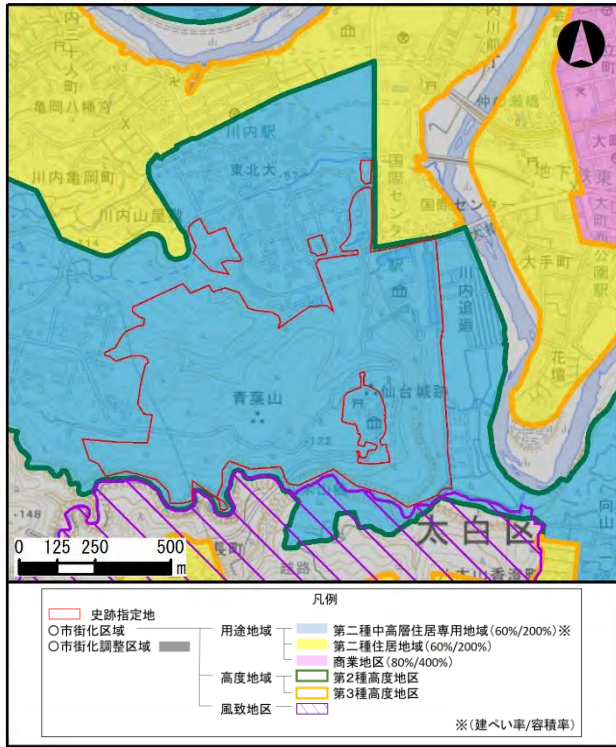
史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。（図 1-2 f）を参照）

**(10) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）**

史跡指定地内の一部が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されています。（図 1-2 g）を参照）



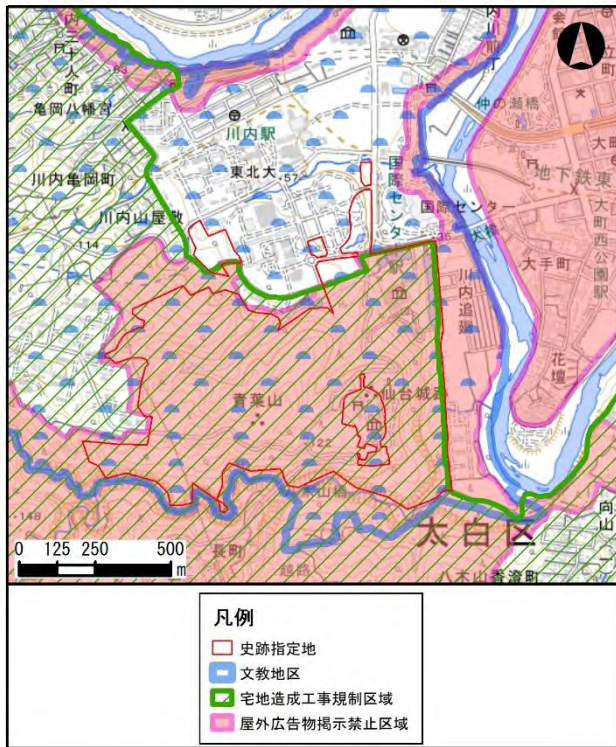
a) 用途地域・高度地区・風致地区



b) 都市計画公園・都市計画緑地



c) 宅地工事規制区域・屋外広告掲示禁止区域



d) 景観計画区域・景観重点区域

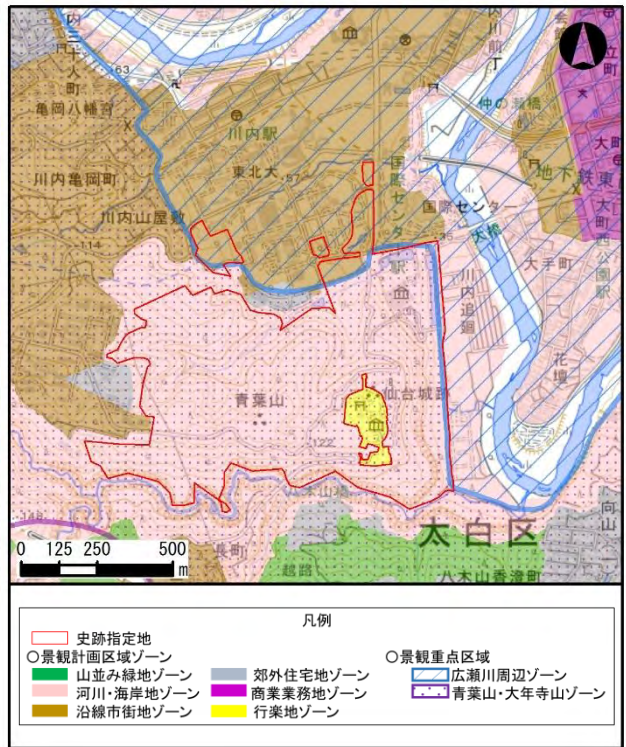
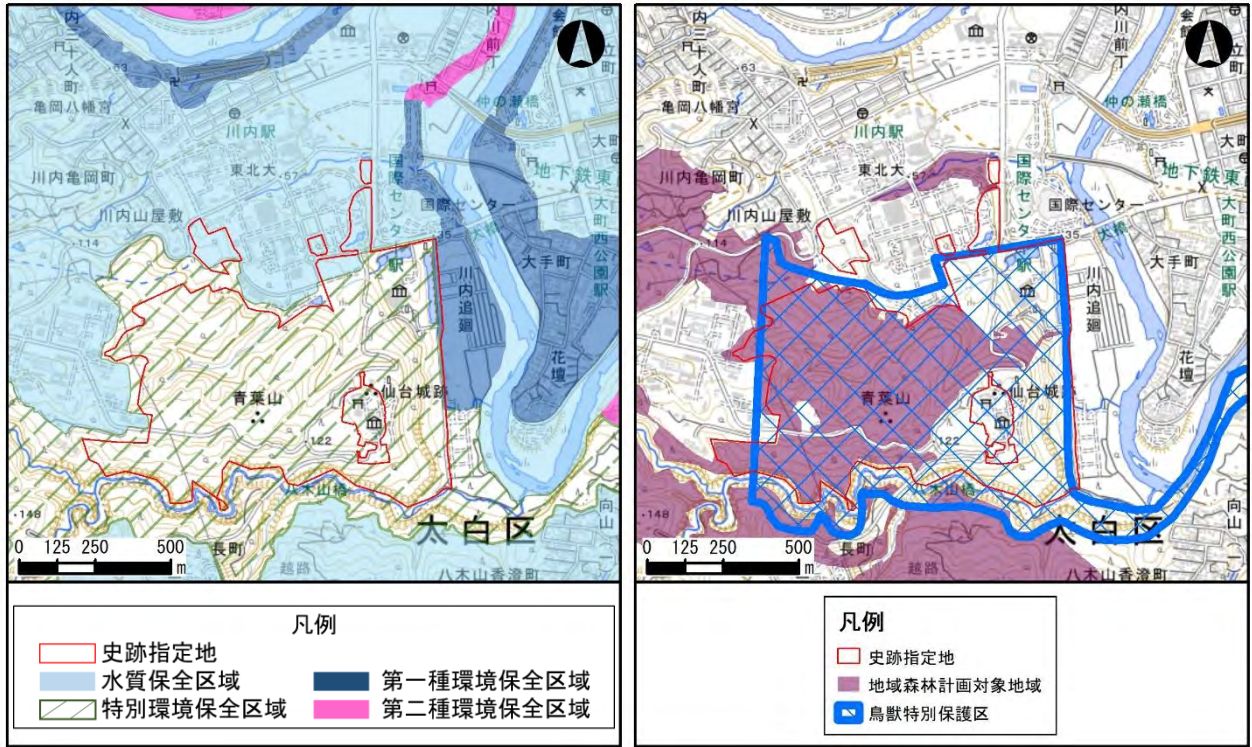


図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 ( a~ d)



e) 水質保全区域・特別環境保全区域等

f) 地域森林計画対象地域・鳥獣保護特別保護地区



g) 土砂災害



図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 ( e ~ g )

## 関連計画

上位計画として、「仙台市基本計画」（令和 3 年 3 月）があり、教育行政上での上位計画として、「仙台市教育構想 2021」（令和 3 年 3 月）があげられます。

関連計画には次のものがあります。史跡の保存及び活用計画として「史跡仙台城跡保存活用計画」（平成 31 年 1 月）と「史跡仙台城跡整備基本計画」（令和 3 年 3 月）があります。環境・景観に関する計画として「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和 3 年 3 月）、「仙台市『杜の都』景観計画」（平成 21 年 3 月）、「仙台市みどりの基本計画」（令和 3 年 6 月）があります。史跡指定地の一部は、都市公園である青葉山公園と重複しており、公園整備計画として「青葉山公園整備基本計画」（平成 25 年 3 月）、「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」（平成 29 年 4 月）が関係します。

各計画のうち、仙台城跡の史跡の保全や活用、植生、景観、自然環境に関する部分を以下にまとめます。

### （１）上位計画

#### ◇仙台市基本計画（令和 3 年 3 月）

基本計画では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、その実現に向けた施策を示しています。「杜の恵みと共に暮らすまち」の実現のため、歴史と趣を感じる景観づくりを行い、仙台城跡等の文化財の保存及び活用を進めるとしています。「学びと実践の機会があふれるまち」の実現のため、市民や観光客が楽しみながら学べる空間として仙台城跡等の活用を図り、「伊達」な文化を感じることができ環境づくりを進めると示しています。

#### ◇仙台市教育構想 2021（令和 3 年 3 月）

教育構想では、基本方針の一つに「学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」を掲げています。豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくりとして、仙台の歴史や文化の継承と発信を掲げ、史跡仙台城跡保存活用計画と整備基本計画に基づき、遺構等の保存と活用を図りながら、次世代へ継承するとともに、城郭らしい景観の顕在化や歴史的眺望の実現に向けた整備を進めるとしています。

### （２）史跡保存・整備に関する計画

#### ◇史跡仙台城跡保存活用計画（平成 31 年 1 月）

保存活用計画では、仙台城跡の保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台城跡を観光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一体となっ

た活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大学学術資源研究公開センター植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、史跡の保存と活用のために計画的に整備事業を行うこと、整備事業の計画は史跡価値の正しい理解につながるよう立案することを示しています。

#### ◇史跡仙台北城跡整備基本計画（令和 3 年 3 月）

整備基本計画では、「史跡仙台北城跡保存活用計画」に基づき、『『仙台』発祥の地仙台北城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～』をコンセプトに、整備と保存・活用をより一層進め、理想とする史跡の実現に向けた具体的方針と方法を示しています。

整備の基本方針では、基本理念に基づいた 7 つの基本方針を定め、仙台北城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して 6 つのゾーンに区分を行い（図 1-1）、地区別の整備方針を示しています。

### （3）環境・景観に関する計画

#### ◇杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（令和 3 年 3 月）

本市の環境の保全および創造に関する施策の基本的な方向を定めています。「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指して、地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めるとしています。

#### ◇仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月、平成 25 年 6 月一部変更）

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」とし、市全体を景観計画区域とし、景観特性に応じたゾーンを設定しています。

仙台北城跡の北側と東側は主に「広瀬川ゾーン周辺」に区分され「名取川、広瀬川、七北田川等の中流域は、自然環境と市街地環境が調和する景観形成を行う。」としています。さらに、旧城下を景観重点区域として指定し、その中で仙台北城跡周辺は主に「青葉山・大年寺ゾーン」に区分し、市街地から眺望できる丘陵景観の確保などを景観形成の方針としています。（図 1-3 a）を参照）

#### ◇仙台市みどりの基本計画 2021-2030（令和 3 年 6 月）

都市緑地法第 4 条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画です。対象とする「みどり」は、市域全域の樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花としています。「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち」を基本理念とし、その実現のために、みどりがもつ機能に着目した 5 つの基本方針と重点的な取組みを設定しています。このうち、歴史文化・景観などに関するみどりの方針として「みどりを誇りとするまち」を掲げており、街路樹による風格ある景観づくり、仙台ならではのみどりの活用を重要な取組みとして示しています。



#### (4) 周辺エリアに関する計画

##### ◇青葉山公園整備基本計画（平成 25 年 3 月）

公園整備の基本目標として「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」及び「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間、「いこい・にぎわいゾーン」は新たに整備される青葉山公園（仮称）公園センターを起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりや奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間、「自然散策ゾーン」は広瀬川などの豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間、「交流ゾーン」は公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間に定めています。（図 1-3 b）を参照）

##### ◇青葉山公園（仮称）公園センター基本計画（平成 29 年 4 月）

令和 3 年度の工事完了を目指し整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、青葉山公園整備基本計画で「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けています。仙台城跡は、仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報を提供し、歴史・文化の概略をつかむ場とし、より詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館等に赴き、理解が深められることを期待すると示しています。

a) 仙台市「杜の都」景観計画

b) 青葉山公園整備基本計画

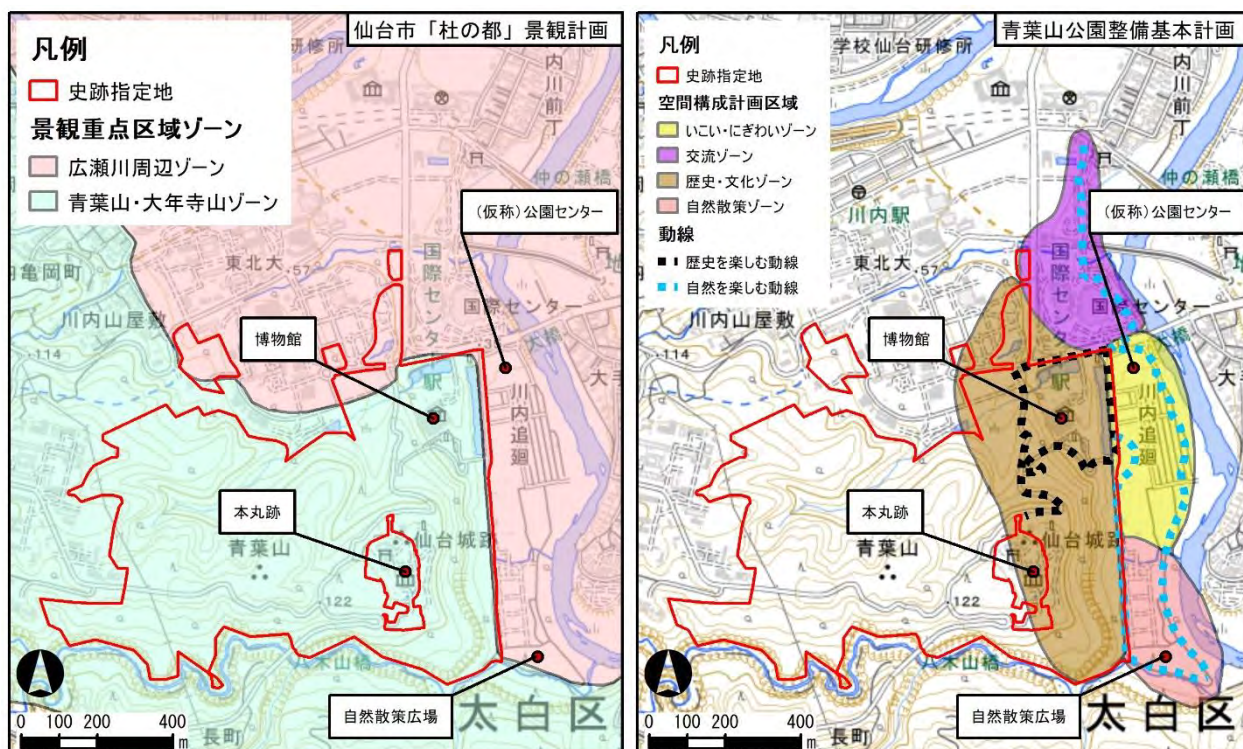


図 1-3 関連計画の関係

## 第2章 仙台城跡の概要

### 第1節 歴史・沿革

仙台城跡は、初代仙台藩主伊達政宗により慶長6年（1601）1月から築城が開始され、慶長7年（1602）には城の大部分が完成し、慶長15年（1610）に本丸御殿大広間が完成しました。元和6年（1620）には西屋敷が建てられ、元禄年間（1688～1704）には西屋敷の隣に屋敷構（二の丸）の造営が開始されました。屋敷構（二の丸）は、元禄年間（1688～1704）に四代藩主伊達綱村により西屋敷を取り込む形で改造され、現在の二の丸跡の範囲になりました。その後、文化元年（1804）の落雷による火災で建物の大部分が焼失しましたが、同年に再建されました。二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造などが残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場など幕末まで使用されていました。

仙台城跡は、地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。平成23年（2011）3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）やその後の余震によって複数の石垣が崩れ、本丸跡の東側では崖崩れが発生しましたが、平成24年度（2012）から3年かけて災害復旧工事が行われ、平成26年度（2014）にはほぼ復旧が完了しました。石垣の一部は、令和4年（2022）3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で再度被災し、令和4年（2022）8月現在、復旧工事を進めています。

### 第2節 史跡、天然記念物等の指定

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定は、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。平成14年（2002）5月、仙台市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年（2003）初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。その後、平成22年（2010）に二の丸跡の一部、平成24年（2012）に本丸跡西部が追加指定されました。

仙台城跡の西側に位置する青葉山は、仙台城の御裏林と呼ばれ、築城以来一般人の立ち入りが禁じられ、現在でもほぼ人の手が加えられることなく現存しており、昭和47年（1972）には地域ごと国の天然記念物「青葉山」に指定されました。

史跡「仙台城跡」のほか、植生修景計画の範囲に含まれる天然記念物や有形文化財の概要を以下に示します。

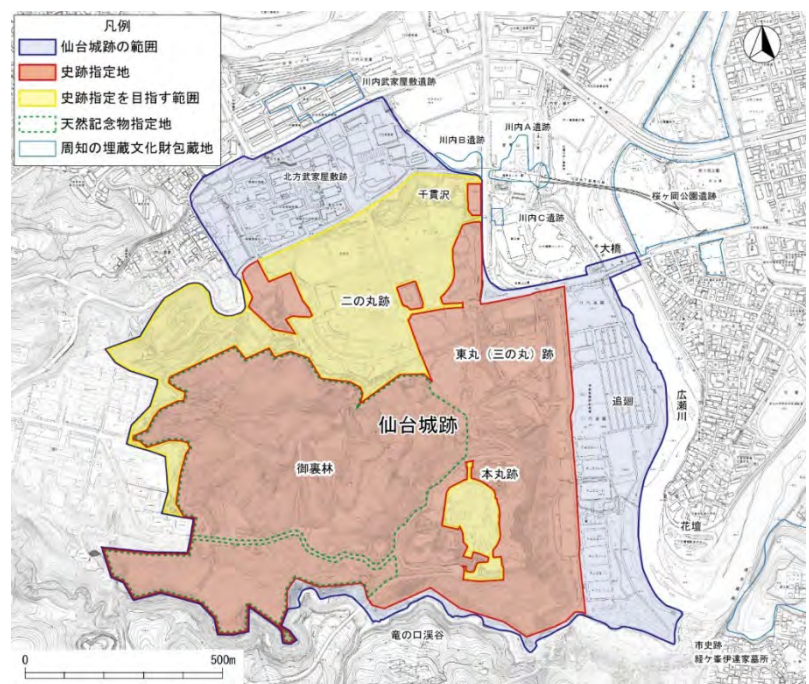


図 2-1 史跡指定地及び天然記念物指定範囲



## (1) 史跡

名 称：仙台城跡

指 定 数：－

指 定 区 分：国指定史跡

指 定 年 月 日：当初指定 平成 15 年(2003)8 月 27 日

二の丸追加指定 平成 22 年(2010)2 月 22 日

本丸跡西部追加指定 平成 24 年(2012)9 月 19 日

所 在 地：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉、川内

概 要：仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置し、東北の大大名であった仙台藩主伊達氏の居城跡です。初代藩主政宗は、慶長 5 年(1600)、城の縄張りを行い、翌年から普請を開始しました。城は、自然地形を利用した山城です。本丸は、東側では広瀬川を望む 60m 以上の断崖により、南側は標高差 40m 以上の竜ノ口峡谷によって画されています。また、西側の屋根は堀切で遮断され、背後には天然記念物「青葉山」となっている御裏林（おうらばやし）が広がっています。本丸北壁石垣の修理に伴う発掘調査の結果、江戸時代に発生した地震により石垣が崩れ、そのたびに修復が行われてきたことが明らかになりました。出土品としては金箔瓦・ヨーロッパ製ガラス器などや寛文の銘のある石材、慶長 12 年の墨書のある木簡などがあります。

平成 22 年(2010)には、近隣の調査で二の丸の外郭を区画する堀跡が検出されたことから、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地域が追加指定されました。

平成 24 年(2012)には、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北壁石垣を経て西門跡まで連続する石垣、および、そこから切通を経て仙台城の搦め手である埋門に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域が追加指定されました。



図 2-2 史跡「仙台城跡」

## (2) 天然記念物

名 称：青葉山

指 定 面 積：385,153m<sup>2</sup>

指 定 区 分：国指定天然記念物

指 定 年 月 日：昭和 47 年 7 月 11 日

所 在 地：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 12 番地の内

概 要：天然記念物に指定されている範囲は、青葉山の東麓にあり、太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯で、高等植物約 700 種、コケ植物約 140 種が自生しています。大部分はモミ林で、モミ林の北限です。また、林床には、ヒメノヤガラ・ムヨウラン等腐生のラン科植物があり、同種の北限です。また、シラカシ、タブノキ、モチノキ等暖地性樹種の太平洋内陸部における集団分布の北限をなしています。多種の鳥類やムササビ、リス等の野生動物も生息していますが、このような自然環境が都心部に残されていることはきわめて貴重で、学術的に高い価値があります。これは、仙台城の御裏林(おうらばやし)として人の手が加えられなかったことや、東北大学理学部附属植物園として保護管理されてきたことによるものと考えられています。



図 2-3 天然記念物「青葉山」

名 称：仙台城二の丸跡南西境の杉並木（部分）

指 定 数：13 本

指 定 区 分：市指定天然記念物

指 定 年 月 日：平成 18 年（2006）12 月 5 日

所 在 地：仙台市青葉区川内 12 番 2

概 要：仙台城二の丸跡の南西境に、旧姉齒家茶室（残月亭）跡付近から御裏林の山裾にそって、27 本のスギが生育しています。国指定天然記念物「青葉山」並びに国指定史跡「仙台城跡」指定地内に 14 本、指定地外に 13 本が位置し、樹間には多くの腐朽根株が残っており、現存株と腐朽根株によって一連の杉並木が形成されています。「仙台城下絵図」（寛文 4 年・1664 仙台市博物館蔵）によれば、「御二丸」の裏に広がる御裏林の一部に「御二丸」に接して、スギの特徴を有した樹林が描かれています。昭和 40 年（1965）に植物園内で倒れたスギの年輪を数えたところ樹齢 330 年であり、直径は 97 cmであったことから、この並木は藩政期から保護されていた杉並木と考えられています。

### 第3節 仙台城跡の本質的価値

「史跡仙台城跡整備基本計画」において、史跡の本質的価値は、「その土地に存在する『遺跡』が土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。仙台城跡には、歴史、文化および自然の3つの視点から、以下に示す5つの本質的価値があります。

#### (1) 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、戦災等により藩政期の建造物がほぼ失われたものの、本丸跡、二の丸跡、東丸（三の丸）跡といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。遺物も多く確認しています。

##### ■ 構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／  
門跡／堀切／登城路／自然地形／出土遺物



図 2-4 仙台城跡の基本的形状

#### (2) 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。敷地の拡張を経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持され、二の丸跡とともに仙台城跡を特徴付けています。

##### ■ 構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路



図 2-5 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡  
(仙台市博物館所蔵に追記)

#### (3) 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

##### ■ 構成要素

石垣（埋没石垣含む）



図 2-6 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣



#### (4) 政宗らしさをうかがわせる特色のある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、最新の技術と建築様式などを組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は貴重な資料です。

初代藩主政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）跡では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。

##### ■ 構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物



図 2-7 遺構表示された本丸大広間跡

#### (5) 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。仙台城跡のように、国指定史跡の中に国指定天然記念物（青葉山）を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

##### ■ 構成要素

曲輪等の全体的地形/城郭の一部としての自然地形/天然記念物青葉山/水利システム/眺望

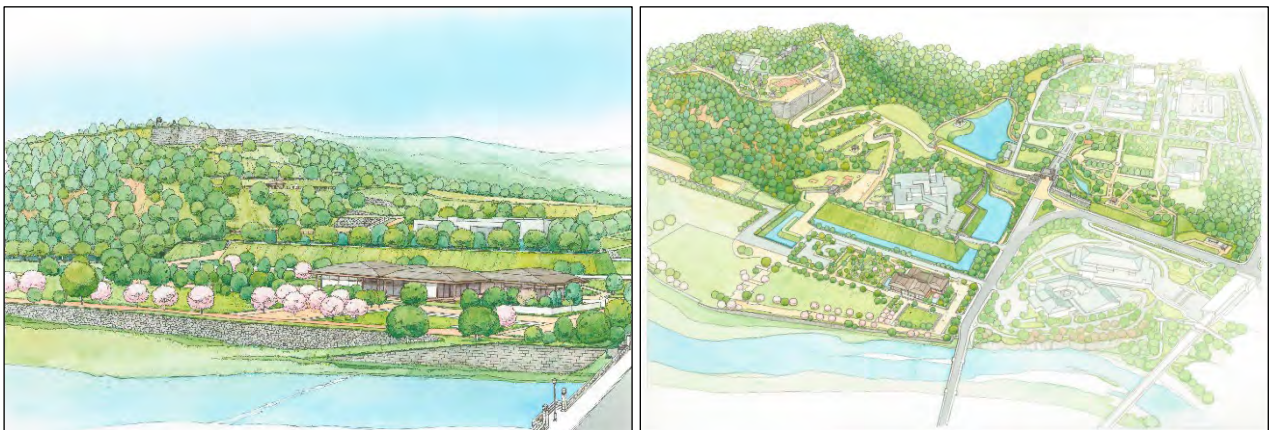


図 2-8 本質的価値が顕在化された姿（整備イメージ）

※「史跡仙台城跡整備基本計画」令和3年（2021）作成時点での仙台城跡の整備イメージ図です。

## 第3章 仙台城跡における植生の現状と課題

### 第1節 仙台城跡および周辺の自然環境

#### 第1項 既往調査報告等

仙台城跡および周辺の自然環境を把握するにあたり、参考とした既往の調査報告書等を表3-1に示しました。仙台市が過去に実施した調査に加え、環境省や宮城県がとりまとめた資料を参考にしました。修景計画の策定に際しては、周辺の自然環境との調和を図る必要があることから、植生や植物群落に関する資料のほか、当該地域に生息する動物に関連する情報も収集しました。なお、本計画に記載する生物の種名（和名）は「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託 仙台市野生生物目録」に準拠しました。

表3-1 既往の調査報告書等の一覧

	名称	調査機関・発行元	年度
1	令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書	仙台市	令和3年度
2	令和3年度仙台城跡植生調査業務委託報告書	仙台市	令和3年度
3	令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書、仙台市野生生物目録	仙台市	令和2年度
4	令和2年度仙台市植生図	仙台市	令和2年度
5	宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物－RED DATA BOOK MIYAGI 2016－	宮城県	平成28年度
6	仙台市『杜の都』景観計画-本編	仙台市	平成21年度
7	自然環境保全基礎調査 植生調査結果	環境省 生物多様性センター	平成14年度
8	自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査結果	環境省 生物多様性センター	平成12年度
9	自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査結果	環境省 生物多様性センター	平成3年度
10	仙台市史 特別編1 自然	仙台市	平成6年度
11	仙台城址の自然（1990年）	仙台市	平成2年度

#### 第2項 植生の現状

仙台城跡には、自然性の高いモミーイヌブナ群集をはじめ、景観的要素を構成するアカマツ群落やクリーコナラ群集等の樹林が広く分布しています。また、広瀬川沿いには、自然性の高いヨシクラスやヤナギ群落が分布し、竜ノ口溪谷沿いには、自然性の高いイヌシデアカシデ群落が分布しているなど、仙台城跡周辺にも自然性の高い植生や景観的要素となる植生が多く分布しています。

表 3-2 植生図の凡例一覧

植生区分	凡例名 (環境省の統一凡例名称に基づく)	特性区分※1					植生自然度 ※2
		希少性の高い植生	脆弱性の高い植生	自然性の高い植生	景観的要素		
					新緑の美しい植生	紅葉の美しい植生	
ブナクラス域自然植生	モミーイヌブナ群集			●	●	●	9
	イヌシデアアカシデ群落			●	●	●	9
	ケヤキ群落 (IV)		●	●	●	●	9
	ヤナギ高木群落 (IV)			●	●		9
	ヤナギ低木群落 (IV)			●	●		9
ブナクラス域代償植生	アカマツ群落 (V)					●	7
	落葉広葉低木群落						7
	ススキ群団 (V)					●	5
ヤブツバキクラス域代償植生	クリーコナラ群集			●	●	●	7
河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等 植林地・耕作地植生	ヨシクラス			●			10
	スギ・ヒノキ・サワラ植林					●	6
	ゴルフ場・芝地						2
	路傍・空地雑草群落						4
	畑雑草群落					●	2
市街地等	市街地						1
	緑の多い住宅地					●	2
	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等						2
	開放水域						-
	自然裸地						-

※1：仙台市が提示する特性区分とその判断基準は表 3-3 に示す。

※2：環境省が提示する植生自然度の区分基準は表 3-4 に示す。

出典：「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)

表 3-3 特性区分と判断理由

特性区分		判断理由
希少性の高い植生		仙台市において分布面積が少ない植生。または、人為的に他の植生に置き換えられるなど、現在では少ない面積しか認められない植生。
脆弱性の高い植生		立地環境の特殊性が高く、人為による影響が顕著に表れやすいと考えられる植生。急峻な尾根や湿地等、特殊な立地に成立する植生が該当する。
自然性の高い植生		環境省の植生自然度 9、10 (自然植生) に該当する植生※1。
景観的要素	新緑の美しい植生	春季において、芽吹き、開葉の風景が美しいと感じられる植生。
	紅葉の美しい植生	秋季において、夏緑広葉樹、夏緑針葉樹の紅葉・黄葉が美しいと感じられる植生。
	人里的風景を構成する植生	薪炭林や産業等に用いられ、古くから生活と結びついた里山的風景をかもし出す植生。

※1：環境省が提示する植生自然度の区分基準は表 3-4 に示す。

出典：「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)



表 3-4 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省生物多様性センター）

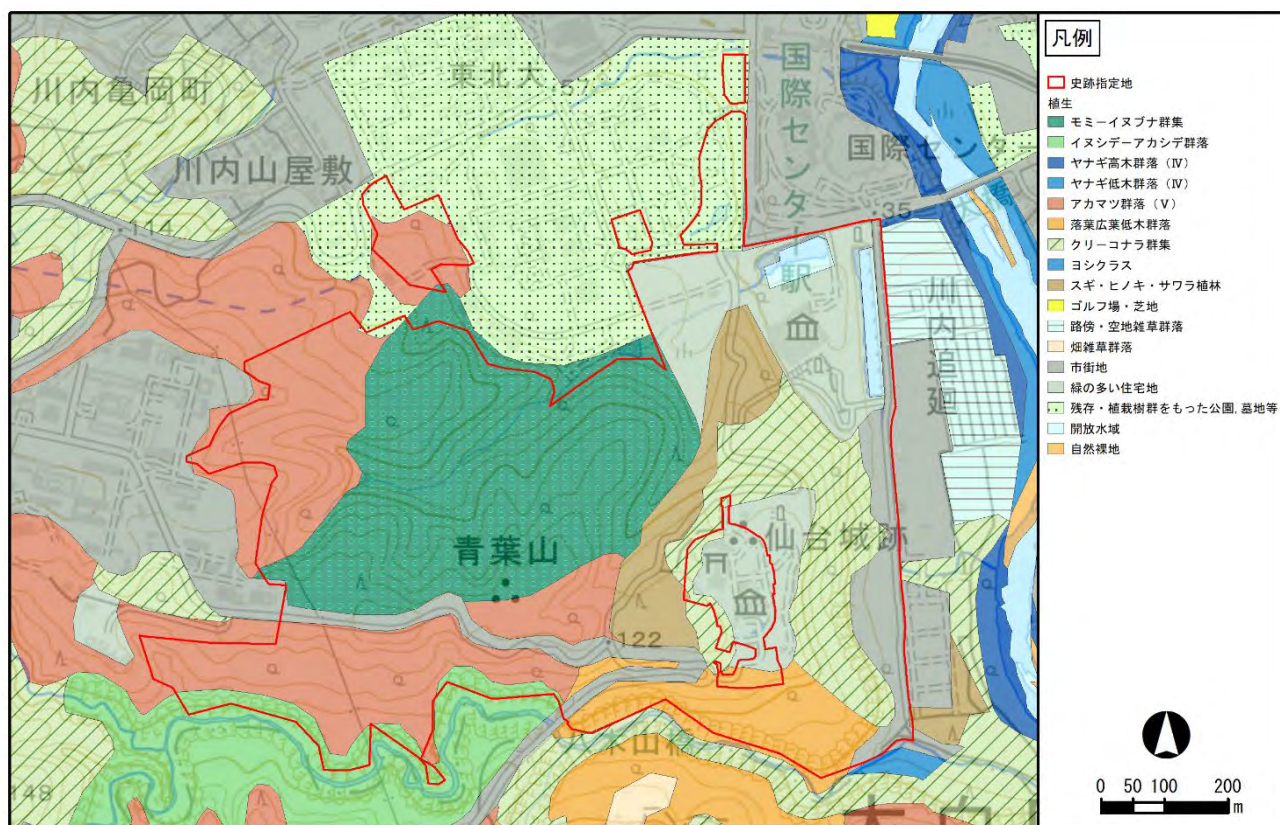


図 3-1 現存植生図

出典：「令和2年度仙台市植生図」（仙台市）



図 3-2 植生自然度  
出典：「令和 2 年度仙台市植生図」(仙台市)

### 第 3 項 重要な自然環境

#### (1) 植物群落等

仙台城跡周辺の植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものについて、分布状況等を把握し、保護対策を検討する必要があります。このため仙台市や環境省の既往調査結果をもとに仙台城跡およびその周辺における植物の生育地として重要な地域の分布状況を把握します。

表 3-5 重要な地域の選定基準

区分	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域 (動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など)
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域(里地里山・居久根等)
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域 (山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等)
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)





図 3-3 植物の生育地として重要な地域

出典：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センター）  
「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

表 3-6 植物の生育地として重要な地域と概況

番号	地域区分	重要な地域	概況	判断理由
1	山地～西部丘陵地・田園	奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生	市街地の南部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。また、青葉山は、狭い地域内に 800 種以上の植物が自生し、里山の自然に親しむ場として活用されており、環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7, 8
2	市街地	東北大学植物園のモミ林	国指定天然記念物。モミの大木を主体とした針広混交林で、原生林に近い。仙台市街地の西縁に残存し極めて貴重である。青葉城の背後を守る御裏林として保全・管理されてきた。カシ類やシロダモ、カラスザンショウ、イイギリといった暖地性植物も混交し、階層ごとに多様な植物がみられる。	1, 2, 3, 6, 7, 8
3	市街地	竜ノ口溪谷の自然林	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。広瀬川中流域。高さおよそ 70m に及ぶ絶壁が連なる狭い溪谷で、両岸に残存する大木と独特の植物相が残る。	3
4	山地～海浜	名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。わずかな立地の違いや洪水様態に応じた多様な植生が認められることから、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。流域の各所をつなぐ生態系回廊（生態系コリドー）や市民の憩いの場としても極めて貴重。	8, 9

※番号は図 3-3 の囲み数字に、判断理由は表 3-5 に対応。

出典：「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）





図 3-4 巨樹・巨木の分布状況

出典：「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省生物多様性センター）

## （２）動物

### ◇鳥類

仙台城跡全体での鳥類は豊富に観察され、平成元～２年（1989～1990）の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると15目36科121種であり、日本産の鳥類のうち21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が15%程度、山野の鳥類が85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の小鳥類が60%を占めています。

青葉山は仙台市街地の西縁に位置する緑地で、森林性鳥類が豊富であり、環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されています。豊かな里地・里山生態系のシンボルであるオオタカ（環境省レッドリスト、宮城県レッドリスト：NT）も生息し、毎年繁殖の成功が確認されています。オオタカは国内希少野生動植物種とされていましたが、平成29年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。また、天守台の森林と急峻な崖面と集合住宅街、仙台市の苗圃につづく広瀬川右岸から経ヶ峯の崖面、テニスやバレーコートのある運動競技場といった自然地域と住宅及び運動公園地域が併合された環境の地域であり、近隣に五色沼、長沼、広瀬川に面していることから、水辺や森林に生息する鳥類も多く観察することができます。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、チョウゲンボウ、カルガモ、コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ、クロジ、メジロ、カワガラス、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。観察された希少鳥類は、オオタカ他、森林や林に生息するハイタカ（環境省レッドリスト、宮城県レッドリスト：NT）、アオバズク（宮城県レッドリスト：VU）、チゴハヤブサ（宮城県レッドリスト：NT）、河川を利用するヤマセミ（宮城県レッドリスト：NT）が確認されています。

a) チョウゲンボウ



b) アオバズク

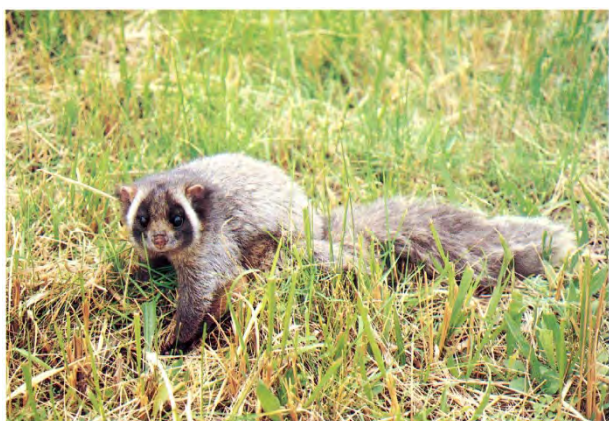


図 3-5 仙台城跡に確認されている鳥類  
出典：「仙台城址の自然（1990年）」（仙台市）

◇哺乳類

青葉山地域は、市街地の中心に残された自然の豊かな緑地であり、小動物の貴重な生息地になっています。モモンガ、ササビなどのように注目される種を含む哺乳類が残存しており、その他にもリス、タヌキ、キツネ、イタチ、ハクビシン、テン、ノウサギ、ヒミズ、アズマモグラ、ヤマコウモリ、ツキノワグマ、カモシカといった種が生息しています。カモシカは特別天然記念物に指定されており、仙台城跡の石垣周辺でも出没が確認されています。また、ツキノワグマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

a) ムササビ



b) キツネ



図 3-6 仙台城跡に確認されている哺乳類  
出典：「仙台城址の自然（1990年）」（仙台市）



◇爬虫類・両生類

仙台城跡の東丸（三の丸）跡を囲むように水堀が存在しており、また本丸跡南には竜ノ口溪谷に流れる竜ノ口沢が面していることもあり、水辺環境を必要とする爬虫類・両生類には格好の生息域となっています。東丸（三の丸）跡周辺の水堀ではニホンアカガエルが確認されており、竜ノ口沢には両生類は、ニホンアマガエル、ツチガエル、カジカガエル、トウホクサンショウウオ、爬虫類はニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、タカチホヘビが確認されています。特筆すべきなのは、環境庁指定の指標種であるトウホクサンショウウオであり、環境省レッドリストの準絶滅危惧種としても指定されています。東北大学学術資源研究公開センター植物園入口付近の観察路では山地性のタゴガエル、アズマヒキガエルが確認されています。また、広瀬川流域他、東北大学学術資源研究公開センター植物園、青葉山に続く鉤取休養林や太白山自然環境保全地域内の水系にも生息しており、これらの緑地帯は市街地の中に囲まれた形であり、その自然度をはかる指標の貴重な地域の一つとして物語っています。

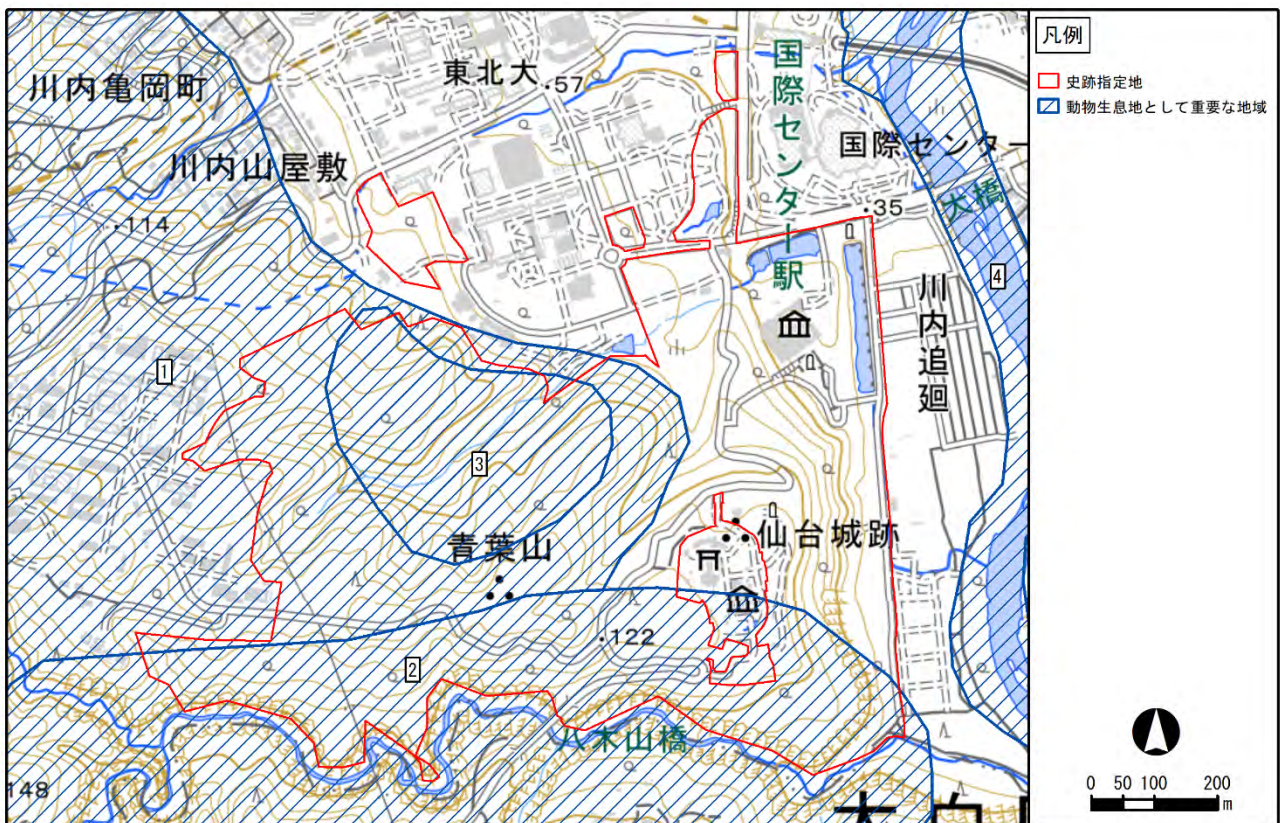


図 3-7 動物の生息地として重要な地域

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

表 3-7 動物の生息地として重要な地域と概況

番号	地域区分	重要な地域	対象	概況	判断理由
1	山地～西部丘陵地・田園	奥羽山脈～青葉山丘陵地域への緑の回廊	動物全般	市街地の南部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
2	市街地	竜ノ口溪谷	鳥類、昆虫類	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタットとして重要。高さおよそ 70m に及ぶ絶壁が連なる狭い溪谷。ハヤブサの生息地、川原に生息する昆虫類のハビタット。	4
3	市街地	青葉山	鳥類	仙台市街との西縁に位置する緑地で、森林性鳥類が豊富。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。豊かな里地・里山生態系のシンボルであるオオタカも生息し、毎年繁殖の成功が確認されている。環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	1, 2, 5, 6, 7
4	山地～東部田園	広瀬川（中～下流域）	鳥類、魚類	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。回遊性魚類の生息域であり、ウグイ、アユ、サケなどの産卵場が形成される。	2, 7, 8

※番号は図 3-7 の囲み数字に、判断理由は表 3-5 に対応。

出典：「令和 3 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

### (3) 地形・地質

#### ◇地形

青葉山丘陵は仙台市街地の西方に位置し、鮮新統の仙台層群と中部更新統青葉山層で構成されます。丘頂部には 4 面の高位段丘面（高位より青葉山 I～IV 面）が分布し、南西から北東にかけて高度を減じています。標高は青葉山 I 面で 190～200m 程度、青葉山 IV 面で 90～120m 程度です。小河川による開析はそれほど進行していませんが、例外として竜ノ口沢のみが深い峡谷となっています。青葉山丘陵の南東縁は、長町一利府線に限られ低地と接しています。また、長町一利府線とその副断層である大年寺・鹿落坂両断層は、青葉山面（丘陵）に変位をもたらし、大年寺山付近には隆起帯が形成されています。

仙台北城跡の各曲輪は段丘面に位置しており、本丸跡は青葉山段丘、二の丸跡は仙台上町段丘、東丸（三の丸）跡および追廻地区は仙台下町段丘にあたります。





図 3-8 仙台城跡周辺の段丘分布図（『仙台市史 特別編 1 自然』所収の図を引用し加工）  
出典：「史跡仙台城跡整備基本計画」（仙台市）

#### ◇地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」の順にあり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩および凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩・亜炭からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ 80cm～1 m、最大 2 m の亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行われていました。

「大年寺層」は、主に砂岩およびシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径 5～30cm のよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山灰を主としています。

亜炭採掘は、明治時代から昭和 40 年代まで行われていました。採掘が行われなくなった後、本丸跡付近の坑道では、昭和 63 年（1988）に充填閉塞工事が行われています。



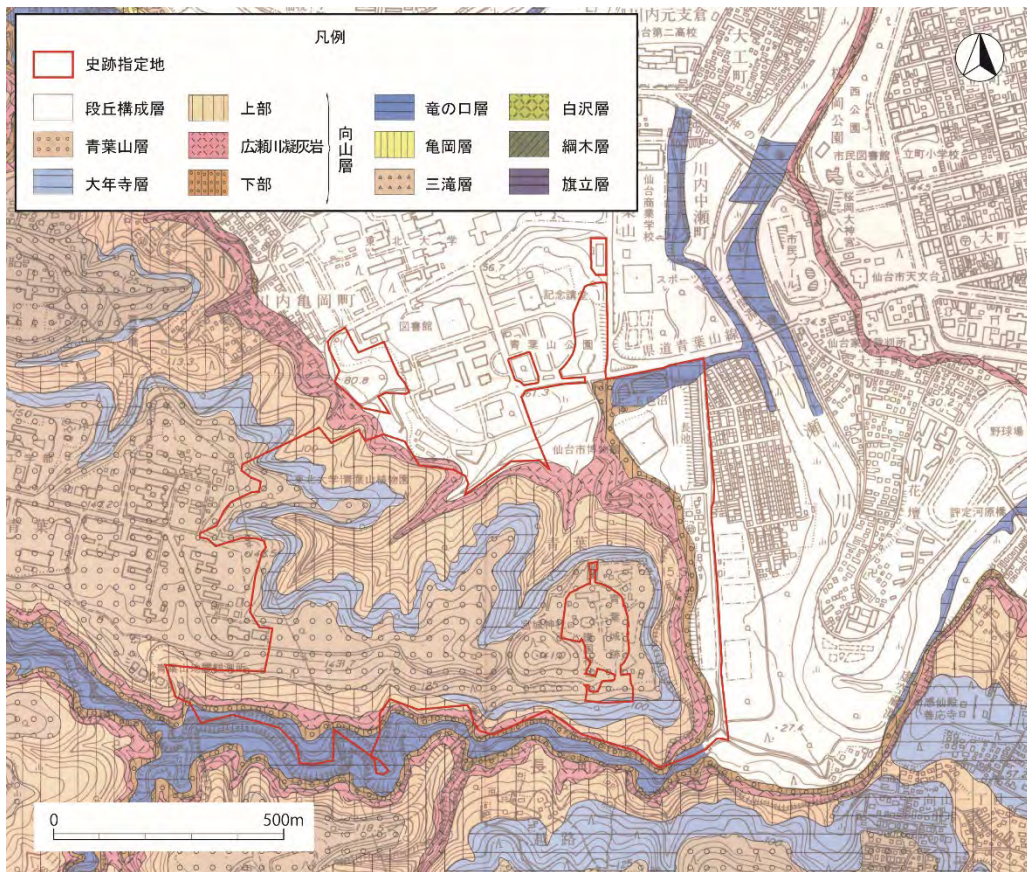


図 3-9 仙台城跡周辺の地質分布図（『仙台城跡の自然』1990 付図を引用し加工）

出典：「史跡仙台城跡整備基本計画」（仙台市）

#### ◇学術上重要な地形・地質

##### <青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部>

広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域です。国指定天然記念物（青葉山）に指定されている。中部更新統風化礫層の堆積面に起源をもつ典型的な丘陵地形と、それを切り、鮮新統半固結堆積岩類が露出した峡谷、及びかつてはその下流部にあたり、河川争奪により風隙化した凹地が、市街地に接して（一部は市街地の中に）みられます。郷六・青葉山周辺や竜ノ口溪谷では、竜の口層の露頭に豊富な貝類化石、哺乳類・魚類・甲殻類等の動物化石や立木化石を産します。

##### <霊屋下セコイヤ類化石林>

市指定天然記念物です。霊屋橋の下流に、300 万年以前のセコイヤ類の大森林が火山灰に埋められて化石となったものです。

##### <大年寺山>

仙台市宮城野区清水沼付近から太白区三神峯に至る長さ約 8 k m、活動度 B 級の活断層です。本断層は、北東-南西方向の走向を示す南東上がりの逆断層で、逆むき低断層崖に沿って認められています。大年寺山南東側の二ツ沢において、断層露頭（断層の走向・傾斜：N 73° E・25° SE）が見られます。



< 鹿落坂 >

鹿落坂付近から金剛沢付近にかけて認められる直線谷及び南東上がりの逆むき低断層崖に沿って分布しています。本断層は広瀬川河岸では向山層に約 12m 垂直変位、八木山松波町付近では青葉山段丘面Ⅲに約 6m 垂直変位をあたえています。本断層の長さは、鹿落坂付近から金剛沢付近までの約 4.2km であります。本断層は、青葉山段丘面の形成する平坦面を基準として、約 0.03 mm/年で、活動度はCクラスに属します。

< 虚空蔵淵 >

市街地に隣接する典型的なナメ・淵です。

< 古竜ノ口川 >

広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域で、典型的な風隙です。



図 3-10 学術上重要な地形・地質・自然現象分布図  
出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査」(仙台市)

表 3-8 学術上重要な地形・地質・自然現象

番号	地域区分	名称	選定理由	概要
1	西部丘陵地・田園～市街地	青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部	丘陵地形・峡谷・風隙の典型例で学術上重要、化石の産地、かつ動植物の重要な生育地	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域。国指定天然記念物（青葉山）。中部更新統風化礫層の堆積面に起源をもつ典型的な丘陵地形と、それを切り、鮮新統半固結堆積岩類が露出した峡谷、及びかつてはその下流部にあたり、河川争奪により風隙化した凹地が、市街地に接して（一部は市街地の中に）みられる。郷六・青葉山周辺や竜ノ口溪谷では、竜の口層の露頭に豊富な貝類化石、哺乳類・魚類・甲殻類等の動物化石や立木化石を産する。
2	市街地	古竜ノ口川	風隙	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域。典型的な風隙である。
3	市街地	広瀬川（牛越橋上流～愛宕橋間）	瀬	広瀬川流域の典型的な瀬（瀬・淵の繰り返し）である。

※番号は図 3-10 の囲み数字に対応。

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

#### （4）自然景観資源

##### ◇評定河原大露頭

本丸跡南東側、広瀬川右岸側に位置する自然崖が「評定河原大露頭」です。上から泥岩や砂岩層からなる大年寺層、中が凝灰岩部層からなる向山層、下が竜の口層の3つの地層を見ることができます。幅約7mもの広瀬川凝灰岩部層を観察することができます。



図 3-11 評定河原大露頭

右図：「中流域『評定河原大露頭』」、左図：「評定河原大露頭」

出典：「広瀬川の魅力発信ポータルサイト 広瀬川ホームページ」（仙台市）



#### ◇広瀬川面

広瀬川によって河岸段丘と急峻な自然崖、さらにはその上の下町段丘・中町段丘・上町段丘に発達した市街地など、自然地形が織り成す河畔の変化に富む多様な景観を表出しています。広瀬川によって形成された河岸段丘は、延長 600m、比高 80m の新第三紀仙台層群による堆積層となります。

#### a) 仙台城跡から望む広瀬川沿い市街地景観



#### b) 牛越橋からみる八幡・角五郎の景観



図 3-12 広瀬川の景観

出典：「仙台市『杜の都』景観計画-本編」（仙台市）

#### ◇青葉山丘陵と大年寺山丘陵

青葉山丘陵と大年寺山丘陵は、仙台城や茂ヶ崎城を構えた広瀬川崖上の高台として、市街地から眺望でき、仙台城の御裏林や伊達家の霊廟等として歴史的に保全されています。丘陵地は開発による市街化も進んでいますが、都心から広瀬川越しに望む緑の借景として貴重な自然景観への眺望を確保しています。また、大年寺山丘陵は大年寺山横穴墓群といった史跡も残されており、歴史的にも重要な景観が残されています。



図 3-13 青葉通から広瀬川越しに臨む青葉山丘陵景観

出典：「仙台市『杜の都』景観計画-本編」（仙台市）

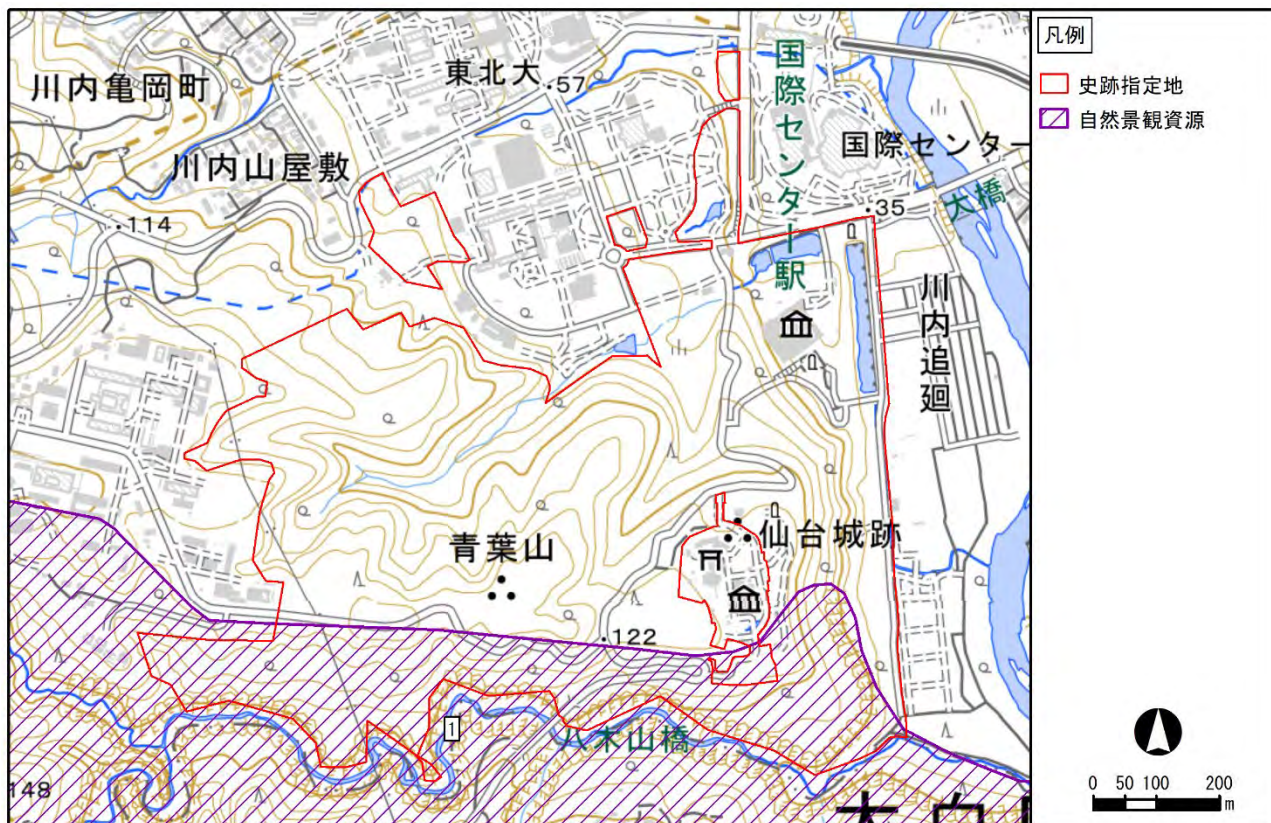


図 3-14 自然景観資源分布図

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

表 3-9 自然景観資源一覧

番号	件名	種別	概要	見られ方	インパクト
1	竜ノ口溪谷	峡谷・溪谷	広瀬川の河川争奪で形成された。竜ノ口溪谷に露出する竜の口層は、化石に富み、周辺の植生も良好に保たれている。延長2.6km、幅200m、深さ100m。	近中	人の立ち入り 汚染物質の侵入

出典：「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市）

#### 第4項 過去の植生

仙台城二の丸跡の南西境に、残月亭跡付近から御裏林の山裾にそって、27本のスギが生育しています。これらは、国指定天然記念物「青葉山」並びに国指定史跡「仙台城跡」指定地内に14本、指定地外に13本が位置し、樹間には多くの腐朽根株が残っています。現存株と腐朽根株は、全体として一連の杉並木を形成しています。「仙台城下絵図」（寛文4年1664 宮城県図書館所蔵）によれば、「御二丸」の裏に広がる御裏林の一部に「御二丸」に接して、スギの特徴を有した樹林が描かれています。昭和40年（1965）に東北大学植物園内、植物園西側のスギが落雷で倒れ、その木材標本を測定した結果、年輪から樹齢330年、胸高直径97cm（中心から長半径61.5cm、短半径35.5cm）でした。測定の前は、初代仙台藩主伊達政宗が逝去した寛永13年（1636）、二の丸が造営された寛永15～16年（1638～39）頃あたり、スギは平均して短半径側（推定北向き）で年間約1mm、長半径側（推定南向き）で年間約2mm成長していました。樹齢330年のス

ギの個体差による成長差を考慮し、現在、直径約 100 cm 以上のスギは、樹齢約 370 年の可能性があると考えられます。スギ現存株の太さは、直径 77 cm から 133 cm ですが、現存株の間には多くのスギの腐朽根株が残っており、一連の並木となっていることから、この並木は藩政期に管理され、直径約 100 cm に満たないスギも二の丸の杉並木として補植されたものであると考えられます。指定地外のスギ 13 本のうち、8 本は二の丸造営期から残るスギで、残る 5 本も 19 世紀初頭以前に補植されたものと推定され、藩政期から保護されてきた杉並木とみられます。

## 第 5 項 直近の毎木調査の結果

仙台市では、令和 3 年度に仙台城跡の一部の範囲で植生調査（毎木調査）を実施しています。調査では胸高直径 10cm 以上の樹木を対象に樹種、樹高、胸高直径、健全度を調べ、位置情報を記録しています。調査の結果、図 3-15 に示す対象範囲には 62 種、合計 2,038 本の樹木がみられ、スギ（23.6%）、シロダモ（20.0%）、エドヒガン（5.8%）、アカイタヤ（4.4%）、オニグルミ（3.7%）、イヌシデ（2.9%）シュロ（2.3%）、アカシデ（2.2%）、モミ（2.0%）、ミズキ（1.8%）などが確認されました。

表 3-10 令和 3 年度の植生調査（毎木調査）で確認された主な樹種

	樹種	本数	割合（%）
1	スギ	480	23.6
2	シロダモ	408	20.0
3	エドヒガン	118	5.8
4	アカイタヤ	89	4.4
5	オニグルミ	75	3.7
6	イヌシデ	60	2.9
7	シュロ	46	2.3
8	アカシデ	44	2.2
9	モミ	40	2.0
10	ミズキ	37	1.8
11	その他	641	31.5
合計		2,038	100.0

確認された本数が多い順に上位 10 種について種名を掲載。11 位以降の樹種ならびに樹種不明のものを「その他」に含めた。

出典：「令和 3 年度仙台城跡植生調査業務委託報告書」（仙台市）



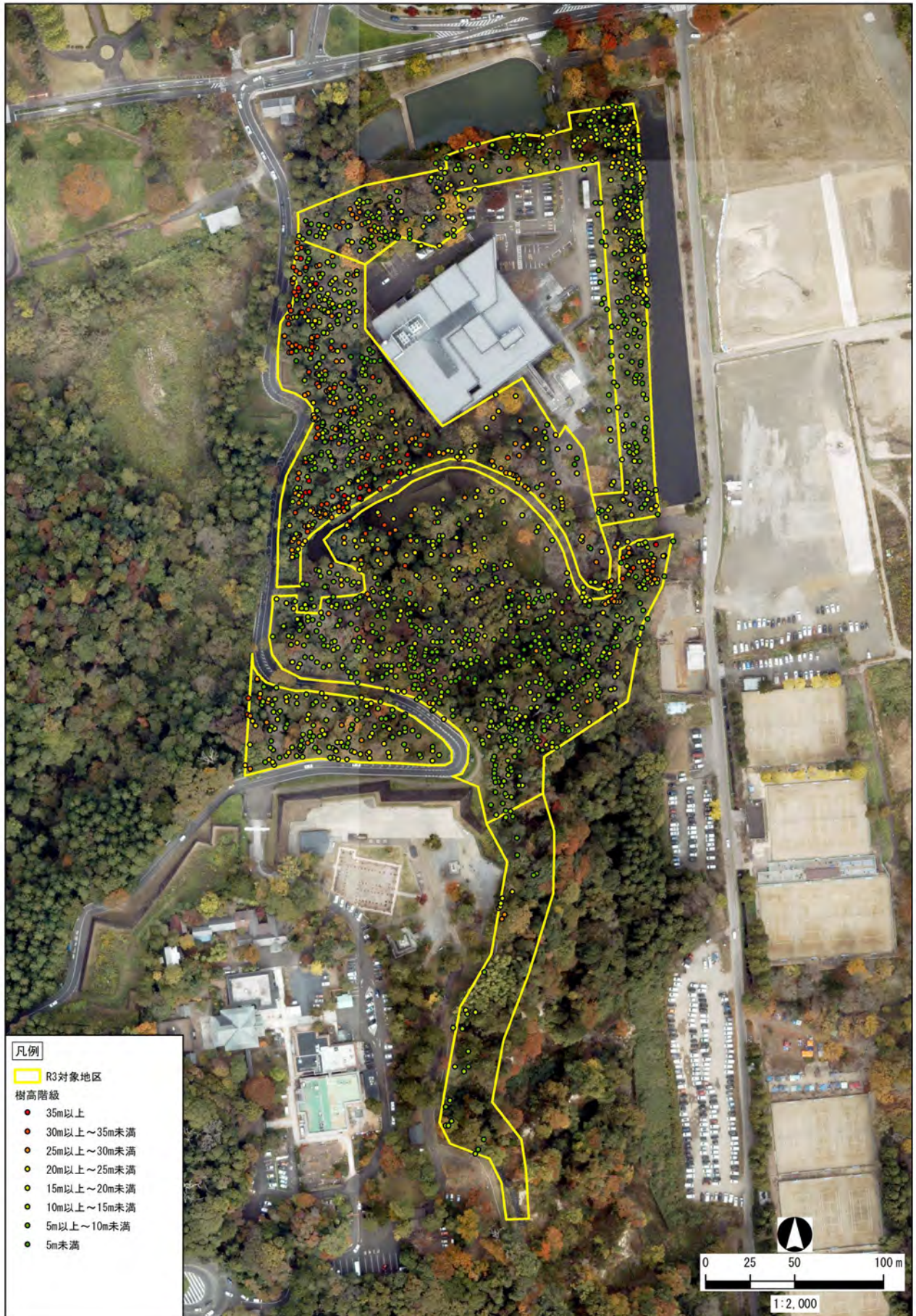


図 3-15 令和3年度の植生調査（毎木調査）の結果

出典：「令和3年度仙台城跡植生調査業務委託報告書」（仙台市）

## 第2節 史跡をとりまく植生の現状と課題

### 第1項 仙台城跡における植生の位置づけ

「史跡仙台城跡整備基本計画」では、仙台城跡の整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、A～Fの6つの整備ゾーンを設定しました。さらに、それぞれのゾーン内での保存と活用および整備方針に基づいて合計で14の整備区域を設定しています。第1章で述べたように、植生修景計画ではこれら全てのゾーンならびに整備区域を対象とします。

同計画では、仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な構成要素として位置づけました。また、城郭をとりまく貴重な植生の保全や景観の確保を行う一方で、土塁や石垣などの遺構保全、来訪者の安全確保のためには、それらに影響する植生に対して修景を行う必要があります。これらをまとめると、仙台城跡における植生修景は、「遺構保全」、「眺望・景観の確保」、「安全確保」、「植生保全」、「維持管理」のために行う環境整備であると言えます。

表 3-1-1 整備ゾーンと整備区域

整備ゾーン名	整備区域	範囲
A 水系整備ゾーン	①御裏林整備区域	御裏林の御清水～中島池跡～五色沼～長沼の一带
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	
B 本丸整備ゾーン	③本丸御殿整備区域	本丸跡の一带
	④本丸縁辺地整備区域	
	⑤本丸北西部整備区域	
C 大手門整備ゾーン	⑥大手門整備区域	大手門～二の丸詰門～中島池跡～扇坂下の一带
	⑦二の丸詰門整備区域	
	⑧扇坂下整備区域	
D 東丸（三の丸）整備ゾーン	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	東丸（三の丸）跡の一带（五色沼、長沼含む）
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	
E 登城路整備ゾーン	⑪登城路整備区域	巽門からと大手門からの本丸へ至る登城路とその一带
	⑫造酒屋敷整備区域	
F 崖地整備ゾーン	⑬追廻厩整備区域	本丸東および南の崖地の一带
	⑭崖地整備区域	



## 第2項 植生の現状と植生修景の課題

植生修景計画の対象範囲である6つの整備ゾーンと14の整備区域を対象として、「遺構保全」、「顕在化」、「安全確保」、「植生保全」、「維持管理」の視点をふまえて、植生の現状と現況写真、植生修景上の課題をゾーンごとにカルテ形式でとりまとめました。

とりまとめにあたっては、「史跡仙台城跡整備基本計画」で定める各ゾーン内の整備区域を基本単位とし、それぞれの整備方針と植生の現状から、以下のエリアに区分して植生の現状と課題を記載しました。

表 3-12 植生の現状と課題をまとめるうえでのエリア区分

区分	解説
遺構保全 (全域)	史跡仙台城の本質的価値を保全するために植生修景が必要なエリア。 史跡範囲全域がエリアの対象となる
顕在化(整備) エリア	史跡仙台城の本質的価値の顕在化および歴史的景観・眺望の確保のために植生修景が必要なエリア。
安全確保 エリア	歩行者および車両等の来訪者の安全確保のために植生修景が必要なエリア。
植生保全 エリア	天然記念物青葉山の植生や史跡保全に寄与している崖地の植生等、植生の保全が必要なエリア。
維持管理 エリア	史跡の整備や活用および、植生の保全の観点から環境整備を含む維持管理が必要なエリア。

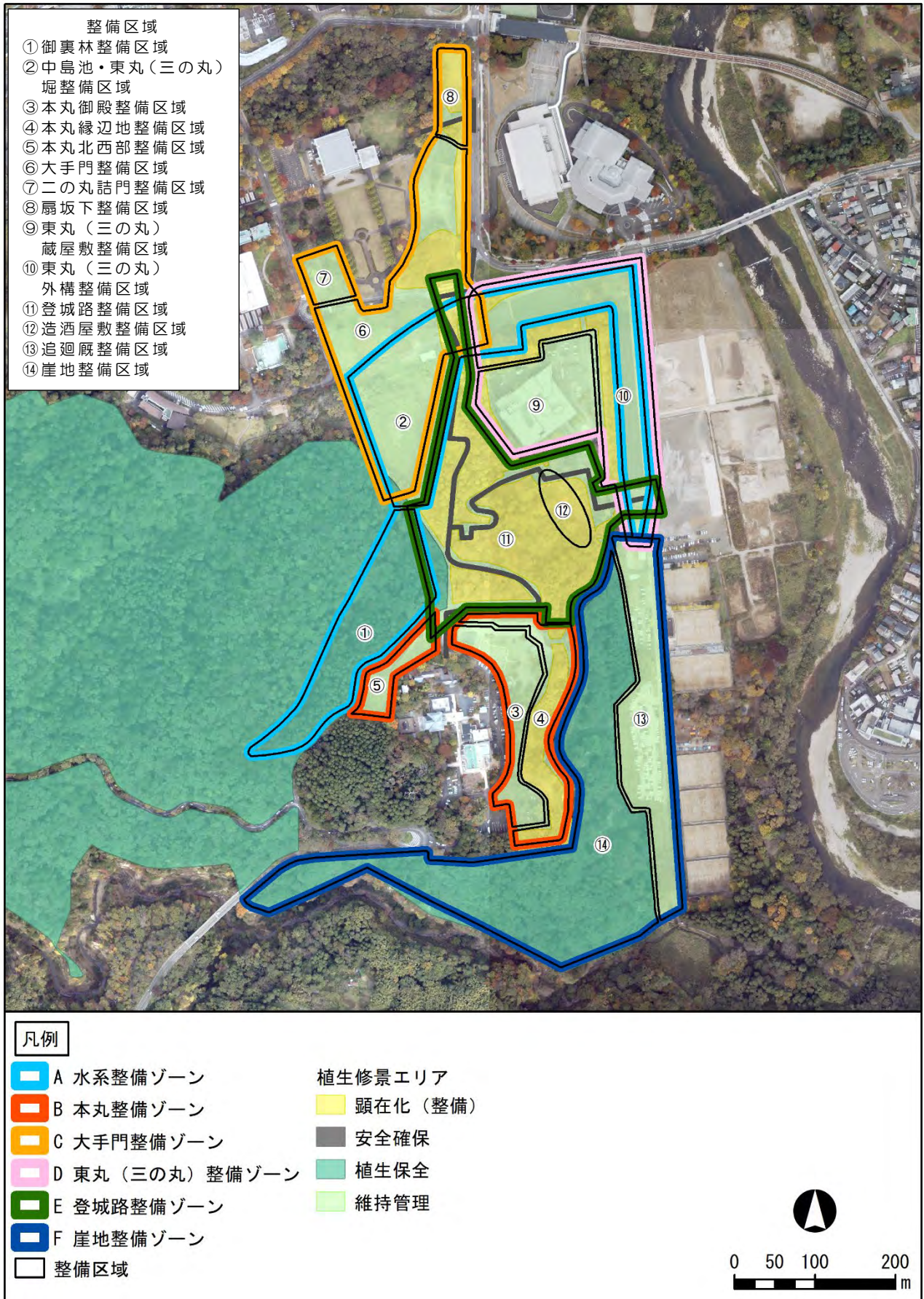


図 3-16 (1) 仙台城跡の整備ゾーンと整備区域区分図（オルソ画像背景）

〔注 1〕 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲。

〔注 2〕 背景図は「東北東部管内河川航空レーザ測量他業務 令和 3 年 3 月（東北地方地方整備局）」により取得されたオルソ画像を使用。



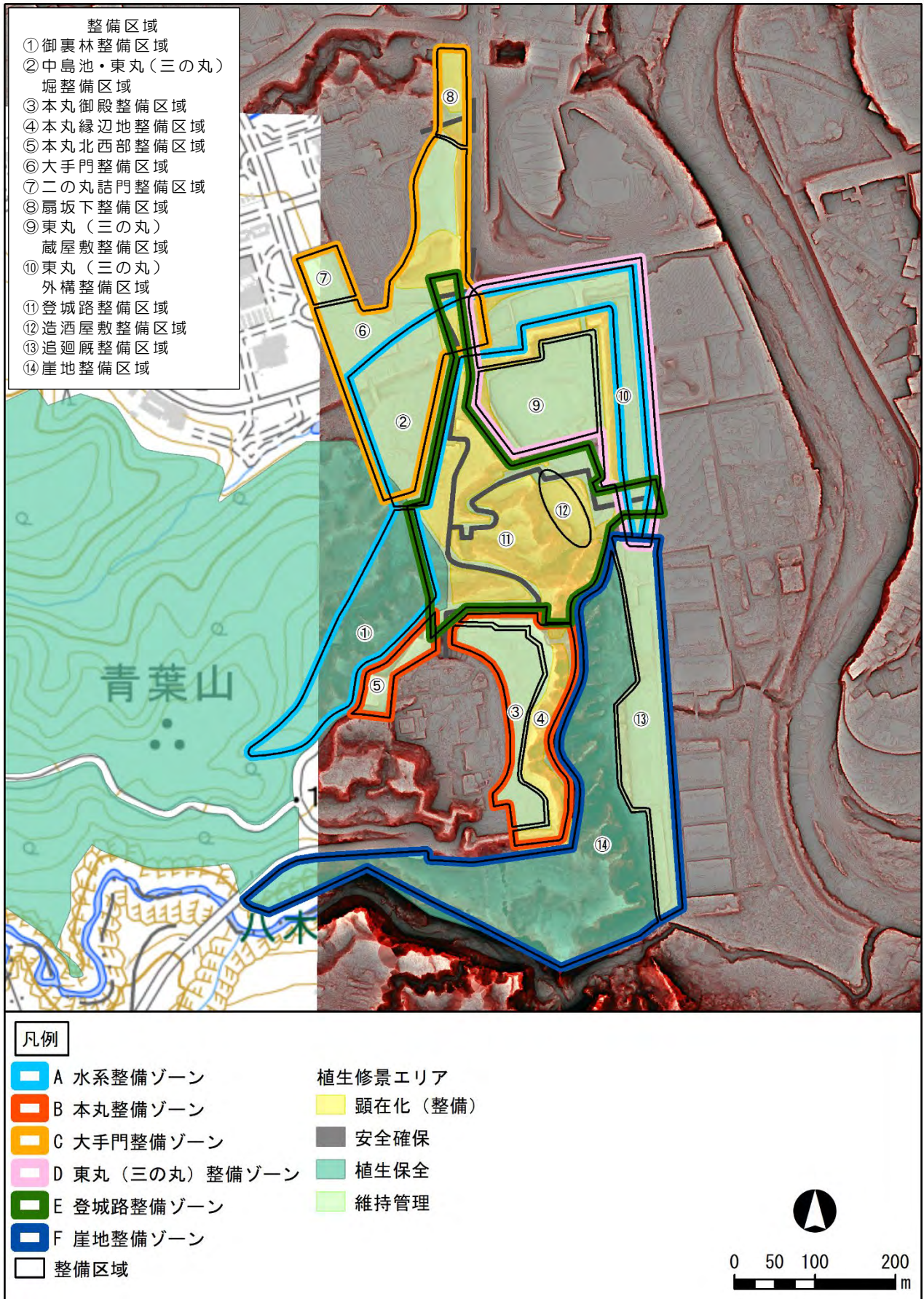


図 3-16 (2) 仙台城跡の整備ゾーンと整備区域区分図（赤色立体地図背景）

〔注 1〕 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲。

〔注 2〕 背景図は「東北東部管内河川航空レーザ測量他業務 令和 3 年 3 月（東北地方地方整備局）」により取得された 1mDEM をもとに作成した赤色立体地図、西側の DEM 未取得範囲は地理院地図を使用。



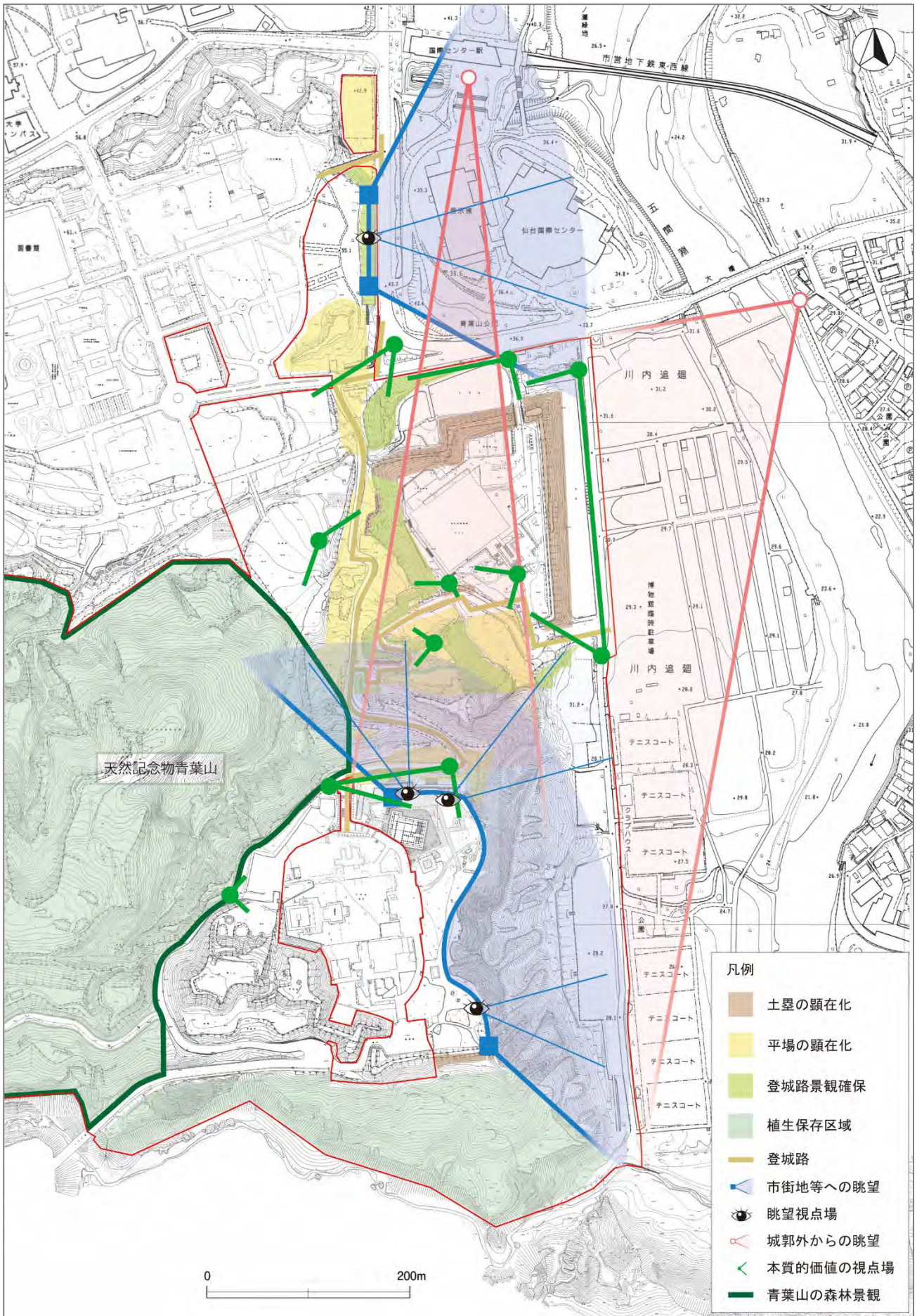


図 3-17 修景計画における視点場の設定図

出典：「史跡仙台城跡整備基本計画」（仙台市）



## A 水系整備ゾーン

### (1) 植生の現状と課題

区域	位置づけ	エリア	現状	課題
①-1 御裏林整備 区域	天然記念物青葉山の指定地であり、水源である御清水から中島池に至る水系区域である。御清水までの園路整備、仙台城跡と青葉山の調和的な整備が必要である。	植生保全	モミを主体とする自然植生が生育している。	天然記念物指定地内であり、植生の保全が必要である。とくに御清水までの園路整備を行う場合は、事前に貴重種の調査ならびに保全が重要である。
②-1 中島池・東丸 (三の丸)堀 整備区域	中島池跡を主体とする水系区域である。水源である御清水からの一連の水系区域として整備が必要である。	維持管理	草本主体の植生が生育している。	中島池跡と調和をとった水辺環境を構成する植生の維持管理が必要である。
②-2 中島池・東丸 (三の丸)堀 整備区域	五色沼・長沼からなる水系区域である。沼内の水質管理が必要である。	維持管理	五色沼・長沼周辺には草本主体の植生が生育している。沼内にはスイレン(外来種)が生育している。	水堀と調和をとり、周辺植生ならびに水堀内の植生の維持管理が必要である。水堀内の水質保全のための維持管理が必要である。
留意事項	水域ならびに水辺に生育する鳥類や昆虫類をはじめとする生物(とくに貴重種)の生息環境に配慮した植生の維持管理が必要である。			

### (2) 現況写真



①-1 御清水周辺の植生

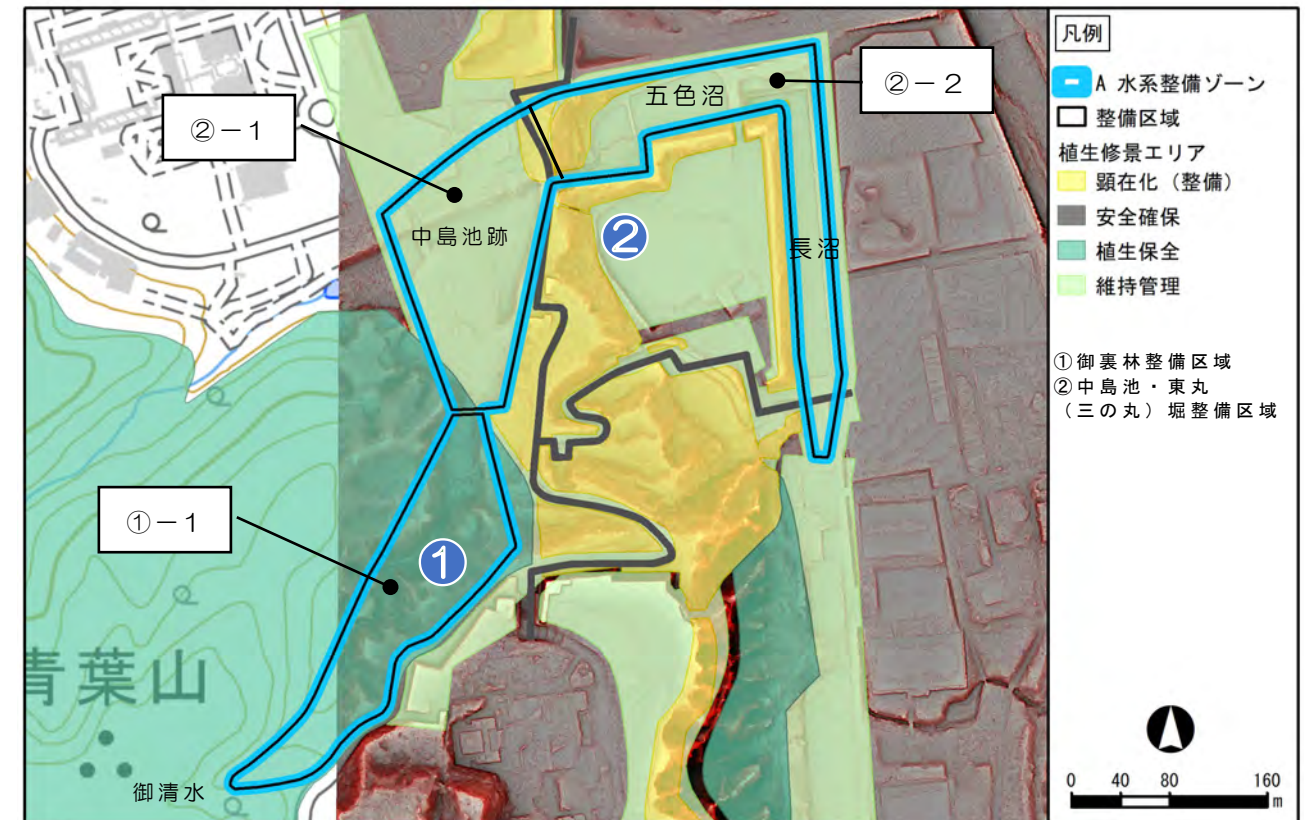
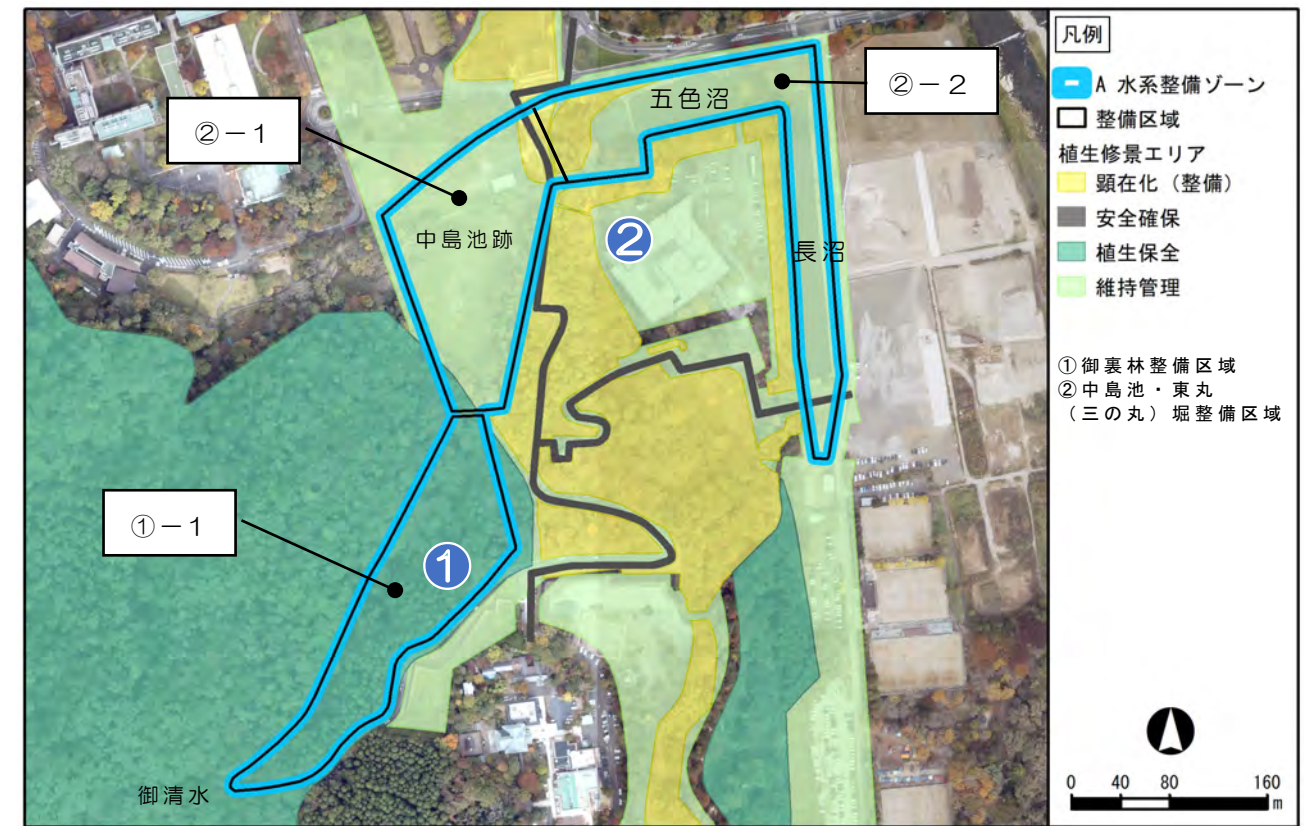


②-1 中島池跡の植生



②-2 長沼と周辺植生

### (3) 植生現況区分図



[注1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。

[注2] 上図の背景図は「東北東部管内河川航空レーザ測量他業務 令和3年3月(東北地方地方整備局)」により取得されたオルソ画像を使用しています。下図は、同業務で取得された1m×1mメッシュのDEMをもとに作成した赤色立体地図、西側のDEMデータの未取得範囲は地理院地図を使用しています。